

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第6号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 子ども発達支援課の<u>係長</u>（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の<u>係長</u>（学校教育の指導、教員の人事又は高等特別支援学校の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、<u>係長</u>（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、<u>係長</u>（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、<u>係長</u>（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、<u>係長</u>（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の<u>係長</u>（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 子ども発達支援課の<u>係長</u>（学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。）</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(12) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、<u>係長</u>（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 子ども発達支援課の<u>副主幹</u>（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の<u>指導係長</u>、<u>管理係長</u>、<u>副主幹</u>（高等特別支援学校の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、<u>指導係長</u>、<u>管理係長</u>、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、<u>副主幹</u>（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、<u>副主幹</u>（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、<u>文化財係長</u>及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の<u>副主幹</u>（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 子ども発達支援課の<u>副主幹</u>（学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。）</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(12) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、<u>指導係長</u>、<u>管理係長</u>、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の<u>指導係長</u>、<u>管理係</u></p>

事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導、教員の人事又は高等特別支援学校の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）

及び指導主事

(13)～(19) 略

#### 4 略

(医療職給料表)

#### 第4条 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬・疾病対策室長（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬・感染症対策室長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 略

(3) 総合事務所生活環境局の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、参事（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、動物・自然公園係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(4) 総合療育センターの副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、理学療法

長、副主幹（高等特別支援学校の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の副主幹（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(13)～(19) 略

#### 4 略

(医療職給料表)

#### 第4条 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬・疾病対策室長（人事委員会が定めるものに限る。）、感染症・疾病対策室長（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬係長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 略

(3) 総合事務所生活環境局の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、参事（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、動物・鳥獣係長（人事委員会が定めるものに限る。）、動物・自然公園係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(4) 総合療育センターの副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、理学療法

<p>主任、作業療法主任、言語聴覚主任、管理栄養主任、臨床心理主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床心理士、<u>臨床検査技師</u>及び衛生技師</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>3 略</p>	<p>主任、作業療法主任、言語聴覚主任、管理栄養主任、臨床心理主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床心理士及び衛生技師</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>3 略</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。